

「日本大学理事による背任事件」に関する要求書 不誠実回答

1. 日本大学理事による背任事件および理事逮捕について

日本大学教職員組合（以下、組合）は、前の速報 849 号でお伝えした声明文とともに、学校法人日本大学（以下、法人）に対し「要求書」を提出しました。文書による回答を求めるもので、10 月 29 日を回答期限としました。以下、要求書を全文掲載します。

2021 年 10 月 8 日

学校法人 日本大学理事長
田中 英壽 殿

「日本大学理事による背任事件」に関する要求書

日本大学教職員組合
執行委員長 清水明美

学校法人日本大学（以下「法人」）が株式会社日本大学事業部（以下「事業部」）に業務委託した日本大学医学部附属病院建て替え工事をめぐる背任容疑で、2021 年 10 月 7 日、井ノ口忠男日本大学理事・事業部取締役、および藪本雅巳医療法人錦秀会前理事長が東京地方検察庁によって逮捕されました。

日本大学教職員組合（以下「組合」）は、これまでの団体交渉などにおいて、理事の選出方法や定年制の施行、そして事業部の事業内容や資金の透明性の確保について要求し、法人と大学の民主化を強く求めてきました。しかし、法人はその要求にことごとく応じてきませんでした。今般の事態は法人が組合の民主化要求を長年無視し続けた結果であり、組合は、理事長および理事会の責任はきわめて重大であると考えます。また、逮捕者が出たことに対して、組合は強い憤りと深い遺憾の意を表明します。

この事態は、法人の運営に責任のある理事が起こした事件であり、適切なガバナンスが機能していなかったことを示しています。ガバナンスの正常化のための一歩として、組合は下記の要求をします。10 月 29 日までに書記長まで文書による回答を求めます。

記

1. 理事長が記者会見等の公の場で事実を説明し、今後の対応策について説明するよう要求します。
2. 組合、評議員会、教授会に対して、上記 1 の内容を理事長あるいは理事会が説明することを要求します。
3. 危機管理委員会の組織構成と現在までの決定事項について、組合に説明するとともに公表することを要求します。

4. 真相究明並びに再発防止を図るために、至急、第三者委員会を設置し、その結果を公表することを要求します。
5. 「日本大学アメリカンフットボール部における反則行為に関する第三者委員会」最終報告書に対する理事会の現在の認識と評価を組合に説明し、公表することを要求します。
6. 前項の報告書で明記されているように、アメリカンフットボール部学生に対して学内で「口封じ工作」を行い、その後日本大学理事・事業部企画部長をいったん辞した井ノ口氏が、日本大学理事に復帰し、事業部取締役となった経緯を組合に説明し、理事長をはじめ理事会の任命責任を明らかにした上で、公表することを要求します。
7. 事業部の活動の透明性を高めるために、法人と事業部との人的関係、債権債務なども含めた取引関係、資本関係、ならびに事業部の決算の詳細も含めた情報について組合に説明し、公表することを要求します。

以上

法人からの回答は、「**労働条件に直接関わる事項ではないと考えますので、回答の必要を認めません**」というものでした。不誠実な回答と言わざるを得ません。

なぜならば、上記の組合の要求は、文科省からの法人に対して行われた文書での指示内容と合致したものと予想でき、このような事件がおきた場合には当然法人がとるべき対応だと考えられるからです。報道があった「文科大臣記者会見」の内容と照らし合わせれば、真相究明の第三者委員会の設置や、学生・教職員に対する説明などの部分において合致したとも言えます。組合は、今後も100%子会社である「日本大学事業部（以下、事業部）」の取引・資本関係・決算を含めたあらゆる情報の公開を求めています。また、法人と事業部でおきた背任行為にとどまらず、今回のような事件が明らかになるまで、事業部の不透明さを放置してきた理事長、および理事会の責任を追及していきます。

すでにHP上に公開していますように、組合は「日本大学事業部」の資金収支を透明化するよう、春闘団交要求書にも明記しています。これは数年来、春闘団交要求に掲げ続けてきた事項です。法人からの回答は、常に今回と同様に「労働条件に関わらないために回答の必要は認めない」というものでした。事業部の不透明さは、組合員にとって継続的に問題としていた事項です。組合からの提言に対し、不誠実な回答を続けた結果、今日の背任事件にまで発展したばかりか、それを法人自らが発見できなかったことは、強い憤りを感じます。組合は、ますます声を上げつづけなくてはなりません。

2, 2021 年度春闘団交の経過概要報告

2021 年度の春闘団体交渉はコロナ禍のため理事会は本部から、組合は組合事務所や組合員自宅等から、それぞれ zoom にログインする形で行われています。また、緊急事態宣言下ということで理事会からの指定により団交は 20 時までを目安とする時間の制約がある中で進められています。

今年度の団交は春闘要求書の作成を 2 月下旬より検討開始し、4 月に完成させ、4 月 16 日に理事会に提出しました。

その要求書をもとに第 1 回団交が 5 月 17 日に開催されました。井手達雄常務理事（人事担当）が出席した他、塚本俊久理事（人事部長）等の出席者で行われました。この日は組合が作成した要

～このニュースは組合費とカンパによって作成されています～

求書の説明を行いました。

6月8日に要求書への理事会の回答が文書で提示され、第2回団交が6月14日に開催されています。この回以降は井手達雄常務理事（人事担当）の出席は叶っていませんが、塚本俊久理事が理事として出席しています。この第2回と7月6日の第3回団交は理事会からの回答について説明を求める団交として実施しています。

なお、このうち第2回説明団交時に、友近財務部長から法人の財務状況について説明があり、ここ数年は盤石な経営状況が続いていることが示されています。組合も法人の財務分析を進めており、その詳細は別途報告する予定です。

8月6日の第4回団交より労使双方の要求と回答という交渉が進んでおり、9月14日第5回団交・10月12日第6回団交にかけて経済要求や特に附属中高教員の労働環境を中心に議論を進めています。次回団交は、11月15日の予定です。

① 一時金交渉の経過報告

春闘の基本要求であるベア・一時金交渉は「全ての基本給適用専任教職員の基本給を定昇後一律3,000円引き上げること」一時金「2008年度の妥結水準（6.58ヶ月+38,500円）に戻すこと」です。加えて、「年俸制適用用者へはベースアップ分に対応する一時金を出すこと」「中高教員の2018年度以降の採用者の給与体系において、30歳以降を改正前の中高教員の給与体系と同様にすること」を要求しました。

2021年度の法人の第一次回答はベア0、一時金6.5ヶ月でした。昨年水準を下回る回答に対して、組合は、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況下にあっても、「2020年度決算報告」によれば、収支は昨年よりもより良くなっていること。過去数年の財政状況は良好といえる状態を維持していることを反論し、ベア・一時金交渉を継続し、第6回団交において一時金6.55ヶ月の回答を引き出しています。

日本大学の2020年度金融資産は3,036億円あり、前年度から175億円増加しています。

事業活動収支差額＝基本金組入前当年度収支差額（儲け）は、2019年度123億円、2020年度170億円の黒字です。予算によれば2021年度は106億円の見通しです。

すでに安定的な経営状態にあり、必要以上に人件費を抑制しなければならない状況ではありません。

② 新型コロナウイルス禍に関する要求

新型コロナ慰労手当、また、PCR検査補助やワクチン接種会場の設置に関わる危険手当、学内感染の場合の労災相当扱いなどを要求しています。

組合が要求してきたインフルエンザ補助に関しては、学部ごとに違いがありますが、実現しつつあります。

③ 付属校からの要求と交渉の報告

2018年度以降の中高教員採用者の給与体系は、30歳以降の昇給がかなり低くなっています。一時金も含めた生涯賃金に換算すると2018年度以降の新卒採用者はそれ以前の採用者と比べ、およそ4,200万円もの大幅減となっています。8月6日、9月14日の団交で理事会側は、今後の少子化進行を見据えての将来的な盤石な経営基盤のための財源確保、超過勤務手当および部活動顧問手当

～このニュースは組合費とカンパによって作成されています～

等の財源確保を目的としているので給与体系の見直しはできないとの回答でした。組合は今後も粘り強く是正を要求していきます。

常勤講師制度について、9月14日の団交で組合は、同一労働同一賃金の原則に反すると追及しました。理事会側は特に、常勤講師Aと教諭との待遇差の比較は、「配置変更の範囲(異動の有無)」及び「人材活用の仕組(主任等の役職の有無)」が異なるため、その差は不合理ではないとの回答でした。

今後は「部活動を業務として認める」と、「勤務実態調査」の結果公表について、組合は団交で交渉していきます。

3. 各部科校からの日本大学本部への「応能負担拠出金」が増額されます

「日本大学財政調整積立金規定」が改定され、2022年4月1日から施行されます。「日本大学学報第1059号」によれば、これまでの拠出金の算定は「事業活動収入の100分3」でした。新規定では、これまでの拠出金100分の3は「①共通拠出金部分」とされ、さらに「②(1)応能負担拠出金」が加えられました。規定自体が曖昧で複雑ですが、「事業活動収入の100分の1～100分の3」が本部への拠出金に上積みされることとなります。さらに～、「②(2)入学金収入の内、別に定める一定割合」も拠出することになっています。学部の予算はそれだけ削られることとなり、「教育研究費」や「研究費」の配分に相当の変化があるものと思われます。

学部ごとに対応を変えるというのが、問題を焦点化しにくくしていますが、今、本部に資金の一元化がはかられ、実行されることには異議を唱えなくてはなりません。みなさまのいる部科校の予算状況、またはその執行状況を組合にお知らせください。

みなさまの声が、法人の言う「労働条件に関わらない」とする要求が、労働条件そのものであることを証明する手立てとなっていきます。

日本大学教職員組合の活動などは以下ホームページでご覧いただけます。また、ご意見、ご加入に関するお問い合わせは以下メールアドレスまでお願いいたします。

QRコード

日本大学教職員組合ホームページ

<https://union-nihon.sakura.ne.jp>



Eメール

nichidai.kumiai@gmail.com



今こそ 声をあげましょう